

A案 既存校舎側に改築 ・仮設校舎あり（屋内運動場・プールは将来に改築）		現状		改築工事中		改築後		長所	短所
								<ul style="list-style-type: none"> 既存の屋内運動場・プールを将来に改築するまで利用できる。 施設の位置は概ね既存と同じとなるため、周辺環境への影響（日影、音、埃等）は減少。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設校舎設置によるコスト増。 引越しが2回となり、教職員や児童の負担増となる。 既存屋内運動場は、耐力度の評価が低い。 既存屋内運動場の面積は、学級数に対して国の基準を満たしていない。 改築工事中は、仮設校舎と屋内運動場を渡り廊下でつなぎ動線を確保する必要がある。また、渡り廊下が工事エリアに近い安全性の懸念がある。 屋内運動場等を将来に改築することにより、別途工期を設ける必要がある。 将来に屋内運動場等を既存場所に改築するため、改築中は施設を利用できない。 工事中は、校庭が利用できない。
設計業務等	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	基本構想・基本計画	基本設計・実施設計							
改築工事・解体工事				仮設校舎建設	仮設校舎へ引越 解体工事	校舎改築工事	仮設校舎解体工事	引越・供用開始	外構・グラウンド整備工事
						グラウンド利用不可期間			

B案 校庭側に改築 ・仮設校舎なし（屋内運動場・プールは将来に改築）		現状		改築工事中		改築後		長所	短所
								<ul style="list-style-type: none"> 工事中も既存校舎・屋内運動場を使用できるため、仮設校舎設置が不要（コスト縮減可）。 既存の屋内運動場・プールを将来に改築するまで利用できる。 3案の中で新校舎の供用開始時期が一番早い。 	<ul style="list-style-type: none"> 改築校舎から既存屋内運動場への動線（渡り廊下）が長く移動に時間を要する。さらに、屋内運動場を改築した際は、渡り廊下が不要となる。 既存屋内運動場は、耐力度の評価が低い。 既存屋内運動場の面積は、学級数に対して国の基準を満たしていない。 屋内運動場等を将来に改築することにより、別途工期を設ける必要がある。 将来、屋内運動場とプールを改築する際のスペースを確保しておく必要があり、その間の敷地の活用方法や配置計画の制約となる。 工事中は、校庭が利用できない。
設計業務等	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	基本構想・基本計画	基本設計・実施設計							
改築工事・解体工事				造成工事	校舎改築工事	引越・供用開始	解体工事	外構・渡り廊下・グラウンド整備工事	
						グラウンド利用不可期間			

C案 校庭側に改築 ・仮設校舎なし（すべて一度期に改築）		現状			改築工事中			改築後			長所	短所
											<ul style="list-style-type: none"> ・工事中も既存校舎・屋内運動場を使用できるため、仮設校舎設置が不要（コスト縮減可）。 ・国道16号側の広い間口を利用した、工事資材の搬入が容易であり、完成後も車両の導線等の確保がしやすい。 ・校舎、屋内運動場等を集約化して改築することで、敷地の有効利用が可能。 ・A案及びB案による将来の屋内運動場等の改築事業を含めた工期では、C案が一番短い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、校庭が利用できない。
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度				
設計業務等	基本構想・基本計画	基本設計・実施設計 測量・文化財・地質調査等										
改築工事・解体工事				造成工事	校舎・屋内運動場・プール改築工事	引越・供用開始	解体工事	外構・グラウンド整備工事				
				グラウンド利用不可期間								